ショートステイ男鹿 運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人正和会が開設するショートステイ男鹿(以下「施設」という。)において実施する短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、必要な事項を定めるとする。

(事業の目的)

第2条 短期入所生活介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令、予防給付の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 施設では、短期入所生活介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、 看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用 者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担 の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支 援に努める。
 - 2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを 得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市 区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において希望するサービス提供を受ける ことができるよう努める。
 - 4 施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドライン に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提 供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、 必要に応じて利用者またはその家族の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

- 第4条 施設の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ショートステイ男鹿
 - (2) 所在地 秋田県男鹿市船越字内子 294 番地

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)管理者1人(兼務)(2)医師1人(非常勤)(3)看護職員1人(4)介護職員12人(5)生活相談員1人(本体施設)

(5) 生活相談員1人(本体施設)(6) 機能訓練指導員1人(兼務)(7) 栄養士1人(本体施設)

(8) 計画作成担当者 1人(本体施設)

(9) 調理員 2人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 非常勤医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応・ 服薬指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6)機能訓練指導員は、医師や看護師等と共同して利用者の身体機能の維持・向上 を図る。
- (7) 栄養士は、利用者の栄養管理、栄養マネジメント等により栄養状態の管理を行う。
- (8) 計画作成担当者は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介 護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(利用定員)

第7条 施設の利用定員数は、39名とする。

(短期入所生活介護の内容)

- 第8条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。
 - (1)入浴、清拭による清潔の保持
 - (2) 排泄の自立援助
 - (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - (4) 食事の提供及び栄養管理
 - (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
 - (6) 利用者の健康管理

- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービスの提供
- (9) 行政手続き

(利用料等)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

指定短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の額(1割~3割)とする。

- 2 前項の他、次に掲げる利用料金の支払いを受ける。
- (1)食材料費
- (2) 理美容代
- (3) 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項で掲げた費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前 に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるこ ととする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

男鹿市、秋田市北部(秋田市介護保険事業計画に定める秋田市北部地域)、潟上市、南秋田郡とする。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

- 第11条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
 - (1) 施設内で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損、または持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
 - 2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入所者の市町村に 対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
 - (3) 故意にこの規定等に違反したとき

(緊急時における対応方法)

第12条 施設の職員は、指定の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に 報告しなければならない。 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機 関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

- 第 13 条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、 速やかに損害賠償を行う。
 - 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第 14 条 職員は、短期入所生活介護の提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の 利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

- 第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する 計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策 を行う。
 - (1) 防火管理者には、高桑 忠之を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練………年2回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底………随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第16条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念 する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する こと。
 - (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人正和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
 - 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後において も、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏 らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合 は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の 定員を超えて利用させない。
 - 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理及び事故処理の対応については、施設内に掲示する。
 - 3 事業所は、利用者又はその家族からの求めに応じ、介護及び看護に関する記録の 開示を行うものとする。
 - 4 事業所は、利用者又はその家族からの求めに応じ、事業計画・財務内容等を閲覧できるものとする。

第23条

(虐待防止に関する事項)

- 1 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(規程の補足)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正和会と事業 所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、2023年4月1日より施行する。